

個人情報保護法制定20年・マイナンバー法制定10年：その沿革と意義

2023年9月21日(木) 15:00～16:00

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

個人情報保護法制定20周年・マイナンバー法制定10周年
記念シンポジウム

個人情報保護法・マイナンバー法制定
を振り返り、その意義を考える (抜粋)

2023年9月9日(土)

中央大学国際情報学部

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

プライバシー・個人情報保護関係の 5大ニュースの募集

- シンポジウム参加者の皆さん、歴史的・現代的にプライバシー・個人情報保護関係の5大ニュースと考えることをあげてください。
- 提出していただいた5大ニュースを集計し、後刻、発表します。

シンポジウム・プログラム

- 総合司会 加藤尚徳(次世代基盤政策研究所理事・事務局長)
- 第1部(13:00-16:00、中央大学国際情報学部市ヶ谷田町キャンパス)
- 13:00-13:05 開会挨拶 堀部政男(研究会会長)
- 13:05-14:00 基調講演 堀部政男「個人情報保護法・マイナンバー法制定を振り返り、その意義を考える」
- 14:00-15:00 ライトニングトーク(6名×10分)
- 石井夏生利「個人情報保護法と他の法領域について」
- 岩隈道洋「個人情報保護法と医事系個別法」
- 小向太郎「マイナンバーについて」
- 宍戸常寿「個人情報保護法3条について」

シンポジウム・プログラム

- 鈴木正朝「個人情報保護法におけるデジタル化対応と公的部門における文書管理法制の限界 ー公民一元化(2000個問題解消)批判への再批判」
- 高野一彦「企業における情報の利活用と保護のクロノロジー」
- 15:00-15:20 休憩(20分)
- 15:20-16:20 パネルディスカッション
- 16:20-16:25 ご挨拶 松元照仁個人情報保護委員会事務局長
- 16:25-16:30 閉会挨拶(堀部政男)

- 第2部(17:00-19:00、パティア市ヶ谷店)

JIPDEC プライバシーマーク制度 創設25周年を迎えて ～更なる発展を目指して～(抜粋)

2023年9月15日（金）

品川プリンスホテル

堀部 政男

（一橋大学名誉教授、元JIPDECプライバシーマーク制度
委員会委員長、元個人情報保護委員会委員長）

I プライバシー・個人情報保護論議の世界的展開の時期区分【歴史を知らずして現代は語れない。】

- 【第1期 プライバシー権の歴史的展開期（19世紀末以降）】
- 【第2期 歴史的展開期・データ保護法議論期（1960年代）】
- 【第3期 データ保護法制定萌芽期（1970年代）】
- 【第4期 国際機関基準確立・データ保護法制定発展期（1980年代）】
- 【第5期 国際機関基準確立・データ保護法制定展開期（1990年代）】
- 【第6期 データ保護法制定拡大期（2000年代）】
- 【第7期 現行制度の再検討議論期（2010年代）】
- 【第8期 プライバシー・個人情報保護制度のグローバル的展開期（2020年代）】

来し方を振り返る【今回の主題】

- 日本におけるプライバシー・個人情報保護の議論が法学界で本格的に始まってから、約60年が経過した。
- その歴史と共存してきた者は、今や少数である。
- 私は、その一人であり、語りたいことは、尽きない。
- ここでは、その一端に触れることができるにすぎない。
- 堀部政男「プライバシー」、『憲法30年の理論と展望』法律時報臨時増刊49巻7号(1977年5月)―それまでに公表されていた文献をかなり取り上げた。
- 堀部政男『現代のプライバシー』(岩波書店、1980年)
- 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』(岩波書店、1998年)
- その他

データ保護法的方式

- 欧米諸国では、1970年代初めからデータ保護法が制定されるようになり、長年の経験が蓄積されている。その法的対応の方式は、3つに分けられる。
- ①オムニバス方式(統合方式):一つの法律で国・地方公共団体などの公的部門と民間企業などの民間部門の双方を対象とするもの
- ②セグメント方式(分離方式):公的部門と民間部門とをそれぞれ別の法律で対象とするもの
- ③セクトラル方式(個別分野方式):各セクターについて特定の分野で保護措置を講じるもの

個人情報保護法(2003 年)と マイナンバー法(2013 年)①

- 現行の個人情報保護法、すなわち、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)は、世界の個人情報保護法の中では、制定が遅かった。国レベルで最初のデータ保護法となったスウェーデンの 1973 年データ法からすると 30 年後であった。OECD(経済協力開発機構)の有名な 1980 年プライバシー・ガイドラインの勧告を受けて、日本におけるプライバシー・個人情報保護の在り方について検討した行政管理庁(当時)プライバシー保護研究会の 1982 年報告からも 21 年後であった。政府においては、1988 年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(昭和 63 年法律第 95 号)を成立させているが、民間部門を対象とする個人情報保護法は、2003 年によりやく結実させることができた。

個人情報保護法(2003 年)と マイナンバー法(2013 年)②

- しかしながら、この法律には監視・監督する第三者機関は設けられなかった。現在の個人情報保護委員会の前身である特定個人情報保護委員会を設けることになった「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律 27 号)(マイナンバー法)は、2013 年に制定された。それから 10 年が経過した。
- 個人情報保護委員会を擁する個人情報保護法は、今年は節目の年である。

(特定)個人情報保護委員会設置の意義①

- 2014 年設置の特定個人情報保護委員会、そして個人情報保護法 2015 年改正法による 2016 年設置の現在の個人情報保護委員会は、長年にわたって提唱してきたデータ保護機関であるが、設置までに多くの年月を要した。自ら提案し、また、初代委員長を拝命して、その運用に当たってきた者としては、その重要性を強調しておきたい。
- 独立性の高い第三者機関がなければ、2019 年 1 月 23 日に実現した、日本・EU(欧州連合)間の十分性相互認定はなかったであろう。日本と EU の間で、個人データの安全・円滑な越境移転が実現したのは、日本の個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、80 回 300 時間の対話を重ね、十分性認定を相互に行った結果である。

(特定)個人情報保護委員会設置の意義②

- 相互の十分性決定は、世界で初めてであり、また、2018 年 5 月 25 日に適用が開始された EU の GDPR(一般データ保護規則)第 45 条による認定も、日本の 2017 年 5 月 30 日全面施行の改正個人情報保護法第 24 条による認定も、世界で初めてである。
- また、個人情報保護委員会がなかったならば、本年6月に、日本で開かれた G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの議長国にもなれなかったであろう。参加資格もなかったであろう。

G7 データ保護・プライバシー機関 ラウンドテーブルの議長国(2023年)①

- 個人情報保護委員会は、このラウンドテーブルについて、次のように発表している。
- 「令和 5 年 6 月 20 日及び 21 日、当委員会は、東京において、第 3 回 G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合を開催しました。
- 本ラウンドテーブルでは、個人データの保護を図りつつ、利活用を進める DFFT(データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)の推進に向けて、G7 各国のデータ保護・プライバシー機関の委員長級による議論が行われているものです。

G7 データ保護・プライバシー機関 ラウンドテーブルの議長国(2023年)②

- 今回の会合が 3 回目であり、丹野委員長が議長として議事進行を行いました。本会合には、当委員会からは、丹野委員長のほか、大島委員が参加しました。
- 本会合では、DFFT、生成 AI を始めとする先端技術及び執行協力の 3 つの柱に基づき議論が行われ、データ保護・プライバシーに関するグローバルな共通課題の解決に向けた具体的な方策などが合意されました。
- 来年の G7 ラウンドテーブル会合は、イタリアにおいてイタリア共和国のデータ保護機関(Garante)が開催する予定です。」

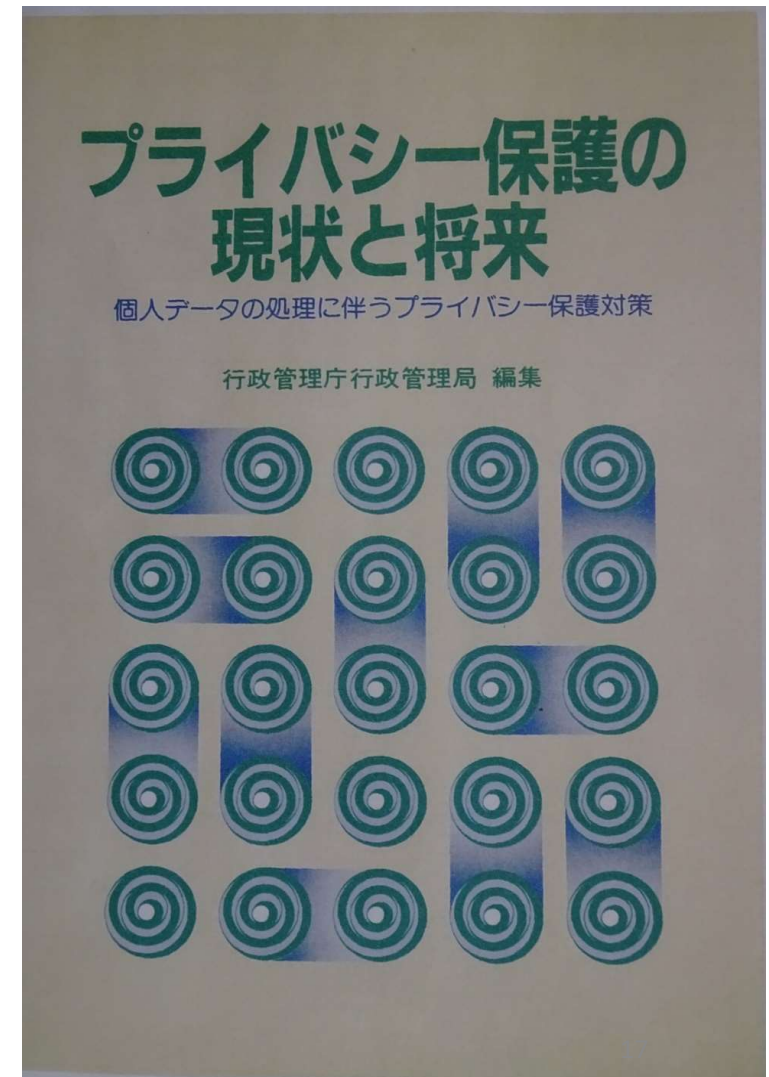
G7 データ保護・プライバシー機関 ラウンドテーブルの議長国(2023年)③

- 「本会合の成果について、以下を採択しました」として、次のような文書を掲載している。
- ・コミュニケ
- ・生成 AI に関する声明
- ・行動計画

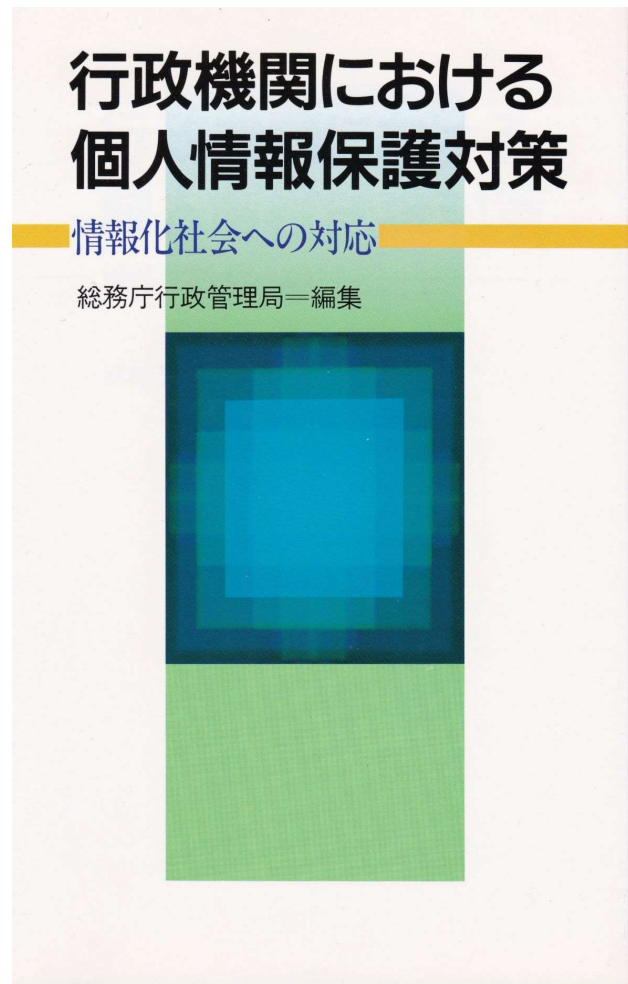
行政管理庁・プライバシー保護研究会報告(1982年)

プライバシー保護研究会構成メンバー

- (座長)加藤一郎 東京大学法学部教授
- 飯塚 毅 公認会計士
- 黒田 英文 弁護士
- 塩野 宏 東京大学法学部教授
- 竹内 啓 東京大学経済学部教授
- 田中靖政 学習院大学法学部教授
- 平林 勉 日本電子計算機株式会社専務取締役
- 平松 斉 朝日新聞社メディア委員会幹事
- 堀部政男 一橋大学法学部教授
- (この文書は資料編を含め290頁)



行政機関における個人情報保護対策の在り方(1986年12月)



- 「行政機関における個人情報の保護に関する研究会」出席者名簿
- 林修三(元内閣法制局長官)【座長】、稲葉威雄(法務大臣官房審議官)、大森彌(東京大学教授)、小田村四郎(日本銀行監事)、塩野宏(東京大学教授)、高原須美子(評論家)、舘野繁(郵便貯金振興会理事長)、成田頼明(横浜国立大学教授)、林忠雄(自治医科大学理事長)、平林勉(日本電子計算機株式会社専務取締役)、平松斉(朝日新聞社ニューメディア担当付)、堀部政男(一橋大学教授)

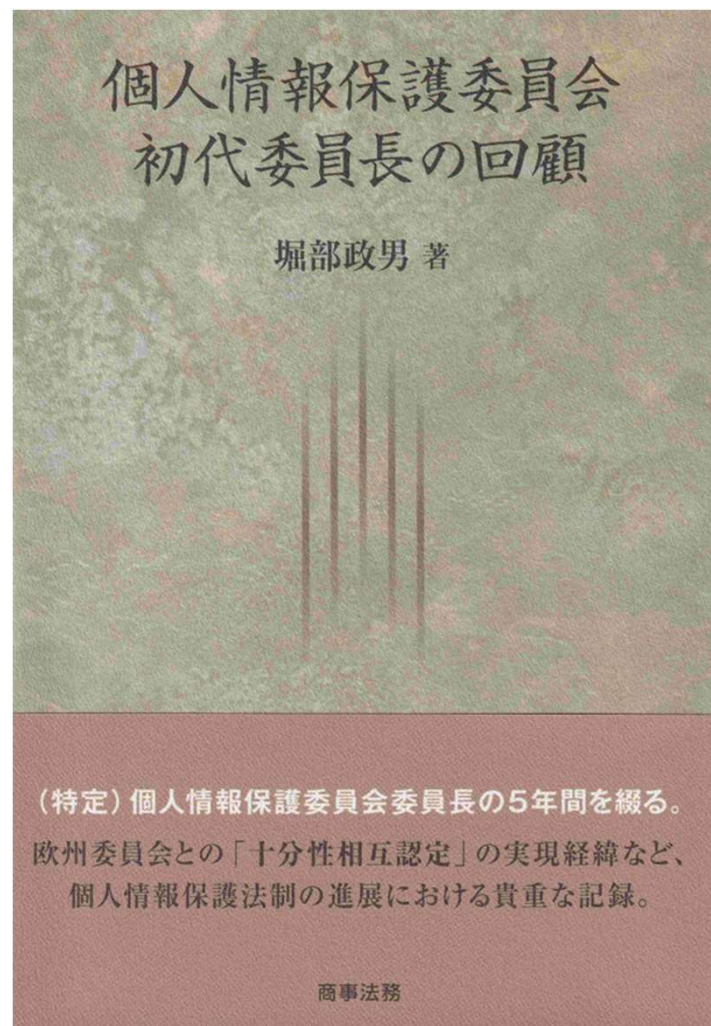
自治省・個人情報保護対策研究会報告(1987年10月)



研究会委員(幹事省略)

- 堀部政男(一橋大学法学部教授)【座長】
亀谷禮次(全国市長会事務局長)
- 塩野宏(東京大学法学部長)
- 高橋和之(東京大学法学部教授)
- 林忠雄(自治医科大学理事長)
- 平井宜雄(東京大学法学部教授)
- 平松齊(朝日新聞社ニューメディア担当付)

堀部政男『個人情報保護委員会初代委員長の回顧』(2023年)



- 堀部政男『個人情報保護委員会初代委員長の回顧』(商事法務、2023年5月31日)
- 「序章 データ保護機関を提唱・運用して」の「II データ保護機関設置の提唱」の中の「1 データ保護機関の必要性」で、次のように書いた。

- 個人情報保護委員会に相当する機関は、一般的にはデータ保護機関（Data Protection Authority, DPA）と呼ばれることがある。1970 年代以降、欧州で制定されたデータ保護法では、データ保護機関を設けることがコモンセンスになってきている。日本においても、同様な常識が通じるであろうと、データ保護機関の必要性を長年にわたって説いてきた。しかし、日本では、残念ながら、難しかった。
- 2010 年代になって特定の分野でデータ保護機関を設ける機運がようやく熟してきた¹⁾。
- その脚注¹⁾で「データ保護機関の必要性については、マスメディアや定期刊行物等で説いてきたが、ここでは、割愛する。」と記すにとどめた。

住民記録システムネットワークへのコメント①

- 1995年2月末、自治省の住民記録システムのネットワークの構築等に関する調査研究委員会「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会中間報告」(以下「中間報告」)についてメディアから意見を求められ、私のコメントは、朝日、毎日、読売、東京の各紙に掲載され、NHKなどでも放送された。また、共同通信社、時事通信社からもコメントを求められた。
- 中間報告についてメディアからコメントを求められたときに述べたことはメディアによって様々な形で報道されたが、私が論じたことは次のようにまとめることができる。
- (1)情報テクノロジーの飛躍的発展の応用例
 - 第一に、住民基本台帳番号制度は、情報テクノロジーの飛躍的発展に伴い行政情報の電子化が急速に進んでいる状況の中で、その一つの応用例である。
- (2)住民基本台帳番号制と国民総背番号制
 - 第二に、住民基本台帳番号制度は、一九七〇年代前半に議論が頂点に達した国民総背番号制を連想させるが、総背番号制問題は、日本では必ずしも決着がついていない問題であり、中間報告で提案されている番号制度導入に当たっては、国民のコンセンサスを得る必要がある。

住民記録システムネットワークへのコメント②

- (3) プライバシー保護の法的整備の必要性
 - 第三に、番号制度とプライバシーは、世界的にも多くの関心を集めてきた問題であり、今回のような番号制度導入に際しては、プライバシー保護の法的整備がなされなければならない。
- (4) 国際的感覚による国内法の整備
 - 第四に、プライバシー保護の問題は、情報流通のボーダーレス化が進んでいる中で、日本的感覚のみでは対処することができないような状況になってきており、国際的感覚で国内法の整備に取り組まなければならない。
 - さらに、ジュリスト1995年6月15日号の特集では「住民基本台帳番号制と社会的条件整備」というテーマで、いくつかの疑問点を指摘した。その翌年の1996年3月にまとめられた「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会報告書」になると、それらの疑問点をかなり解消するものとなり、毎日新聞1996年3月29日朝刊で「独立の監視機関を」という意見を表明した。また、1998年3月10日に閣議決定された住民基本台帳法改正法案についても、意見を述べた。

「住民番号制」の導入



日本は「人権」後進国といわれる。国際会議などで「高度に情報化が進んでいる日本が、プライバシー保護にはなぜ目が向かないの

する④カード発行は本人申請による⑤審議組織の設置——などプライバシー保護にキメ細かく配慮した内容になっており、研究会の苦労の跡がうかがえる。

だが、気になったのはシステムを監視していく機関を明確に打ち出していないこと。「審議組織の設置」

とあざり述べているが、プライバシーを真剣に保護したいままスタートする

あいまいさ残す

スタートは危険

橋長 一部・法学部
堀大 政治学

か不思議だ」とよくいわれるが、諸外国の指摘を待つまでもなくプライバシー問題は今のうちに手を打っておかないと将来取り返しがつかない問題になることは間違いない。

ただこうした組織の設置は自治省のみが扱える問題ではない。ほかに納税者番号や社会保険庁の年金番号制度など政府部内で行くつかの番号制度が検討されている状況を踏まえ、政府

その点でいって、今回提出された最終報告書は昨年三月の中間報告に比べ、①全国的な統一番号を付けない②民間への利用禁止③全国センターを連絡調整役に

が一体になって取り組む時期にきたのではないか。役所の縄張り争いで実際はとても難しいという人もいるが、役所が限界なら政治家

がリーダーシップを取ってやっていくべき課題だ。

心配された民間利用は禁止されたが、実際にはどう担保されるのか、法案要綱などを見ないと手放しでは

評価できない。信用情報機関、銀行、保険会社など民間事業者は顧客管理のため統一番号を求めており、あ

とプライバシーが侵害される危険性があることを忘れてはならない。

報告書の案を導入するまでにはもう少し国民的議論が必要が気がする。自分の

情報の流れを自ら決定できる「自己情報コントロール権」を能動的な権利として国民の共通意識として確立することにも、自治体職員

のプライバシー意識を高めなければならない。(談)



1. The first step is to identify the problem. This involves understanding the symptoms and the context in which they are occurring.

[illegible]

釋迦教聖

● 2007年10月1日起，凡在境内销售货物或提供应税劳务、服务的企业，其开具的增值税专用发票，必须通过增值税防伪税控系统开具。

民間個人情報の保護図れ

法的空白の改善を

在諸國に於て命ぜり

[illegible]

1. **Introduction**
 2. **Background**
 3. **Methodology**
 4. **Results**
 5. **Conclusion**
 6. **References**
 7. **Appendix**
 8. **Index**
 9. **Table of Contents**
 10. **Summary**
 11. **Abstract**
 12. **Keywords**
 13. **Subject Headings**
 14. **Notes**
 15. **Footnotes**
 16. **References**
 17. **Appendix**
 18. **Index**
 19. **Table of Contents**
 20. **Summary**
 21. **Abstract**
 22. **Keywords**
 23. **Subject Headings**
 24. **Notes**
 25. **Footnotes**
 26. **References**
 27. **Appendix**
 28. **Index**
 29. **Table of Contents**
 30. **Summary**
 31. **Abstract**
 32. **Keywords**
 33. **Subject Headings**
 34. **Notes**
 35. **Footnotes**
 36. **References**
 37. **Appendix**
 38. **Index**
 39. **Table of Contents**
 40. **Summary**
 41. **Abstract**
 42. **Keywords**
 43. **Subject Headings**
 44. **Notes**
 45. **Footnotes**
 46. **References**
 47. **Appendix**
 48. **Index**
 49. **Table of Contents**
 50. **Summary**
 51. **Abstract**
 52. **Keywords**
 53. **Subject Headings**
 54. **Notes**
 55. **Footnotes**
 56. **References**
 57. **Appendix**
 58. **Index**
 59. **Table of Contents**
 60. **Summary**
 61. **Abstract**
 62. **Keywords**
 63. **Subject Headings**
 64. **Notes**
 65. **Footnotes**
 66. **References**
 67. **Appendix**
 68. **Index**
 69. **Table of Contents**
 70. **Summary**
 71. **Abstract**
 72. **Keywords**
 73. **Subject Headings**
 74. **Notes**
 75. **Footnotes**
 76. **References**
 77. **Appendix**
 78. **Index**
 79. **Table of Contents**
 80. **Summary**
 81. **Abstract**
 82. **Keywords**
 83. **Subject Headings**
 84. **Notes**
 85. **Footnotes**
 86. **References**
 87. **Appendix**
 88. **Index**
 89. **Table of Contents**
 90. **Summary**
 91. **Abstract**
 92. **Keywords**
 93. **Subject Headings**
 94. **Notes**
 95. **Footnotes**
 96. **References**
 97. **Appendix**
 98. **Index**
 99. **Table of Contents**
 100. **Summary**
 101. **Abstract**
 102. **Keywords**
 103. **Subject Headings**
 104. **Notes**
 105. **Footnotes**
 106. **References**
 107. **Appendix**
 108. **Index**
 109. **Table of Contents**
 110. **Summary**
 111. **Abstract**
 112. **Keywords**
 113. **Subject Headings**
 114. **Notes**
 115. **Footnotes**
 116. **References**
 117. **Appendix**
 118. **Index**
 119. **Table of Contents**
 120. **Summary**
 121. **Abstract**
 122. **Keywords**
 123. **Subject Headings**
 124. **Notes**
 125. **Footnotes**
 126. **References**
 127. **Appendix**
 128. **Index**
 129. **Table of Contents**
 130. **Summary**
 131. **Abstract**
 132. **Keywords**
 133. **Subject Headings**
 134. **Notes**
 135. **Footnotes**
 136. **References**
 137. **Appendix**
 138. **Index**
 139. **Table of Contents**
 140. **Summary**
 141. **Abstract**
 142. **Keywords**
 143. **Subject Headings**
 144. **Notes**
 145. **Footnotes**
 146. **References**
 147. **Appendix**
 148. **Index**
 149. **Table of Contents**
 150. **Summary**
 151. **Abstract**
 152. **Keywords**
 153. **Subject Headings**
 154. **Notes**
 155. **Footnotes**
 156. **References**
 157. **Appendix**
 158. **Index**
 159. **Table of Contents**
 160. **Summary**
 161. **Abstract**
 162. **Keywords**
 163. **Subject Headings**
 164. **Notes**
 165. **Footnotes**
 166. **References**
 167. **Appendix**
 168. **Index**
 169. **Table of Contents**
 170. **Summary**
 171. **Abstract**
 172. **Keywords**
 173. **Subject Headings**
 174. **Notes**
 175. **Footnotes**
 176. **References**
 177. **Appendix**
 178. **Index**
 179. **Table of Contents**
 180. **Summary**
 181. **Abstract**
 182. **Keywords**
 183. **Subject Headings**
 184. **Notes**
 185. **Footnotes**
 186. **References**
 187. **Appendix**
 188. **Index**
 189. **Table of Contents**
 190. **Summary**
 191. **Abstract**
 192. **Keywords**
 193. **Subject Headings**
 194. **Notes**
 195. **Footnotes**
 196. **References**
 197. **Appendix**
 198. **Index**
 199. **Table of Contents**
 200. **Summary**
 201. **Abstract**
 202. **Keywords**
 203. **Subject Headings**
 204. **Notes**
 205. **Footnotes**
 206. **References**
 207. **Appendix**
 208. **Index**
 209. **Table of Contents**
 210. **Summary**
 211. **Abstract**
 212. **Keywords**
 213. **Subject Headings**
 214. **Notes**
 215. **Footnotes**
 216. **References**
 217. **Appendix**
 218. **Index**
 219. **Table of Contents**
 220. **Summary**
 221. **Abstract**
 222. **Keywords**
 223. **Subject Headings**
 224. **Notes**
 225. **Footnotes**
 226. **References**
 227. **Appendix**
 228. **Index**
 229. **Table of Contents**
 230. **Summary**
 231. **Abstract**
 232. **Keywords**
 233. **Subject Headings**
 234. **Notes**
 235. **Footnotes**
 236. **References**
 237. **Appendix**
 238. **Index**
 239. **Table of Contents**
 240. **Summary**
 241. **Abstract**
 242. **Keywords**
 243. **Subject Headings**
 244. **Notes**
 245. **Footnotes**
 246. **References**
 247. **Appendix**
 248. **Index**
 249. **Table of Contents**
 250. **Summary**
 251. **Abstract**
 252. **Keywords**
 253. **Subject Headings**
 2

1. **Introduction**
 2. **Background**
 3. **Methodology**
 4. **Results**
 5. **Conclusion**
 6. **References**
 7. **Appendix**
 8. **Index**
 9. **Table of Contents**
 10. **Figure of Contents**
 11. **Table of Figures**
 12. **Table of Tables**
 13. **Table of Equations**
 14. **Table of Symbols**
 15. **Table of Abbreviations**
 16. **Table of Acronyms**
 17. **Table of Units**
 18. **Table of Constants**
 19. **Table of Variables**
 20. **Table of Parameters**
 21. **Table of Functions**
 22. **Table of Operators**
 23. **Table of Relations**
 24. **Table of Properties**
 25. **Table of Theorems**
 26. **Table of Lemmas**
 27. **Table of Propositions**
 28. **Table of Definitions**
 29. **Table of Examples**
 30. **Table of Exercises**
 31. **Table of Problems**
 32. **Table of Projects**
 33. **Table of Assignments**
 34. **Table of Tests**
 35. **Table of Exams**
 36. **Table of Papers**
 37. **Table of Books**
 38. **Table of Journals**
 39. **Table of Conferences**
 40. **Table of Workshops**
 41. **Table of Seminars**
 42. **Table of Lectures**
 43. **Table of Courses**
 44. **Table of Degrees**
 45. **Table of Certificates**
 46. **Table of Diplomas**
 47. **Table of Licenses**
 48. **Table of Permits**
 49. **Table of Licenses**
 50. **Table of Permits**
 51. **Table of Licenses**
 52. **Table of Permits**
 53. **Table of Licenses**
 54. **Table of Permits**
 55. **Table of Licenses**
 56. **Table of Permits**
 57. **Table of Licenses**
 58. **Table of Permits**
 59. **Table of Licenses**
 60. **Table of Permits**
 61. **Table of Licenses**
 62. **Table of Permits**
 63. **Table of Licenses**
 64. **Table of Permits**
 65. **Table of Licenses**
 66. **Table of Permits**
 67. **Table of Licenses**
 68. **Table of Permits**
 69. **Table of Licenses**
 70. **Table of Permits**
 71. **Table of Licenses**
 72. **Table of Permits**
 73. **Table of Licenses**
 74. **Table of Permits**
 75. **Table of Licenses**
 76. **Table of Permits**
 77. **Table of Licenses**
 78. **Table of Permits**
 79. **Table of Licenses**
 80. **Table of Permits**
 81. **Table of Licenses**
 82. **Table of Permits**
 83. **Table of Licenses**
 84. **Table of Permits**
 85. **Table of Licenses**
 86. **Table of Permits**
 87. **Table of Licenses**
 88. **Table of Permits**
 89. **Table of Licenses**
 90. **Table of Permits**
 91. **Table of Licenses**
 92. **Table of Permits**
 93. **Table of Licenses**
 94. **Table of Permits**
 95. **Table of Licenses**
 96. **Table of Permits**
 97. **Table of Licenses**
 98. **Table of Permits**
 99. **Table of Licenses**
 100. **Table of Permits**

民間個人

[illegible]

1. The first step is to identify the problem. In this case, the problem is that the company is not meeting its sales targets.

[illegible]

2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 2681,

日本経済新聞1997年2月28日「経済教室」

民間個人情報保護図れ

- 【冒頭部分】
- ① 金融機関からの借入額、延滞などの信用情報は、現代のクレジット社会では消費者の生死を決しかねない重大な意味を持つが、そうした個人信用情報の漏洩(ろうえい)事件が発覚した。
- ② 日本の貸金業の規制等に関する法(貸金業法)、割賦販売法に目的外使用の制限規定はあるものの、罰則を伴わない訓示規定であり、また、民間保有の個人情報に関する保護法がなく、法的空白状態にある。
- ③ 欧州連合(EU)の個人保護指令は、十分なレベルの保護を講じていない第三国には、個人データの移転を禁止する規定を各国が設けることを義務づけており、日本は対応を迫られている。

番号制、全体見すえ議論を 自治省が「住民票」法案提出方針
(朝日新聞1998年2月26日朝刊)



「情報保護に監視機関を」(朝日新聞 1998年2月26日朝刊)

- 朝日新聞1998年2月26日朝刊は、「番号制、全体見すえ議論を 自治省が「住民票」法案提出方針」、「住民のメリットどこまで」、「税へ適用、厚生省と確執」の見出しで、住民基本台帳法の改正構想について報道し、その最後に堀部政男のコメントを含め、個人情報保護について問題点を指摘し、堀部のコメントから「情報保護に監視機関を」という見出しを掲げている。
- そのコメントの部分は、次のようになっている。
- 「堀部政男・中央大教授(情報法)は、自治省案の保護強化策を評価しつつも「情報漏れがあったり、目的外の使用があったりした場合は、行政側に意見を述べられる権限を明確にするなど、委員会や審議会をきちんとした監視機関とすべきだ」と注文している。」

朝日新聞1998年6月11日(木)

朝日新聞 1998年6月11日(木) 第3種郵便物認可

借入残高など個人の情報 交換・保護、法制化へ

大蔵・通産

銀行などが融資する際の判断材料として集めている個人の信用情報の保護、方々の金銭的取引の相互利用を検討していた大蔵省と通産省の私的な協議会「個人信用情報保護・利用のあり方に関する懇談会」(座長・堀部政男中太(大蔵省))の報告書が10日、ほぼまとまった。多重債務者を助けないために銀行や消費者金融、融資会社を金銭的取引の情報を消費者金融、クレジット

銀行などが融資する際の判断材料として集めている個人の信用情報の保護、方々の金銭的取引の相互利用を検討していた大蔵省と通産省の私的な協議会「個人信用情報保護・利用のあり方に関する懇談会」(座長・堀部政男中太(大蔵省))の報告書が10日、ほぼまとまった。多重債務者を助けないために銀行や消費者金融、融資会社を金銭的取引の情報を消費者金融、クレジット

このほか報告書では、国

この関係を求めることがで

きる権利を明確にする必要

性を指摘している。

報告書は十二日に開く懇

談会で正式決定する見通

し。情報の保護と利用に関

する新たな法律には、

とにか、この問題が残っ

ている。

- 朝日新聞1998年6月11日(木)は、報告書公表前に記事化
- 国レベルでは、民間部門の保有する個人情報情報の保護に関する法的措置は、1990年代後半に個別の分野で検討されるようになった。例えば、大蔵省・通産省の個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会(座長・堀部政男)は、1997年4月から検討を開始し、1998年6月12日に、立法化の方向を明らかにした。

大蔵省・通産省の個人情報情報保護・利用の在り方 に関する懇談会①

- 大蔵省・通産省の個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会（座長・堀部政男）は、1997年4月17日に第1回会議を行い、1998年6月12日の第16回会議で報告書を承認し、公表した。この報告書は、様々な専門分野にわたる多くの研究者や大蔵省・通産省の事務局の協力によってまとめられた共同作品である。報告書は、本文のほか、多数の参考資料を収めている。これは、個人情報情報の保護・利用について、議論を進めていく上で、重要な意味を持つものであった。
- 報告書本文は25頁に及び、参考資料は17頁にわたっていた。その紹介は割愛するが、6月12日公表前からその内容がスクープされるなど、関心が高まっていた。

大蔵省・通産省の個人情報情報保護・利用の在り方 に関する懇談会②

- 例えば、日本経済新聞は、同年6月6日朝刊の一面トップで「銀行・消費者金融」「信用情報を交換」という2段の横見出しの下に横見出しで「大蔵・通産、法制化へ」とし、縦の大見出しで「多重債務増防ぐ」を掲げ、記事のリードの後に「プライバシー保護漏えいに罰則も」という見出しも配して、報道した。
- また、同年6月12日の報告書公表のときの日本経済新聞夕刊は、三面で「個人情報保護へ罰則を」という3段見出しと並べて、「大蔵・通産懇談会報告」「信用情報は共用促す」という見出しも掲げて、その概要を報じた。
- さらに、公表翌日の6月13日の各紙朝刊も、報道した。朝日新聞は、「座長を務めた堀部政男・中央大学教授は『これを機に立法化の動きを加速してほしい』と述べた」とも書いていた。

大蔵省・通産省の個人情報情報保護・利用の在り方 に関する懇談会③

- 雑誌などでも取り上げられた。法律関係でいえば、「ジュリスト」1144号（1998年11月1日号）が、「個人情報情報保護・利用の在り方と法的課題」という特集を組み、筆者は、座談会「信用情報機関における個人情報保護の現状と課題」の司会をするとともに、個人情報保護についてグローバルな視点から「個人情報保護論の現在と将来」という論文およびジョン・ミドルトン（当時、一橋大学専任講師）氏と共同で「オーストラリアの個人情報情報法」という論稿を書いた（オーストラリアの1988年プライバシー法は連邦の公的部門を対象とするものであったが、1990年の改正法で、信用報告機関も対象とするものとして注目されていた）。

大蔵省・通産省の個人情報保護・利用の在り方 に関する懇談会④

- その後、大蔵省と通産省が連携をとりながら、検討をするようになったが、立法化の議論は、後述する高度情報通信社会推進本部の個人情報保護検討部会の検討に収れんされたといえる。

第百四十五回国会衆議院地方行政委員会議録第十四号

(第一類 第一号)

(1111)

第四十五回国会
衆議院

地方行政委員会議録第十四号

第十四号(第六回)

午前十時六分(午後)

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

出席議員

- 第145回国会衆議院地方行政委員会議録第14号
- 1999年5月6日(木曜日)
- 参考人
 - 大山永昭
 - 峯田勝次
 - 朝倉敏夫
 - 石村耕治
 - 堀部政男
 - 斎藤貴男
 - 砂尾 治
 - 梶原 拓

衆議院地方行政委員会(1999.5.6)参考人意見①

- 1999年5月6日の午前から午後にかけて、衆議院地方行政委員会で、参考人質疑が行われた。私は午後の最初に意見を表明し、各党の議員から質問を受けた。その質疑の中で、**包括的個人情報保護法**の議論がかなり展開され、その必要性が多く議員によって強調された。この日の議論が個人情報保護法論の一つの大きなきっかけになっているとみられている。
- 私は、国際的な基準であるOECDプライバシー・ガイドラインなどについて述べるとともに、住民基本台帳法の改正法案のいくつかの規定についてそれとの比較で意見を表明した。その部分は、次のようにまとめられる。

衆議院地方行政委員会(1999.5.6)参考人意見②

- 私は、現在、OECDの情報セキュリティ・プライバシー作業部会の副議長を務めており、1980年のプライバシー・ガイドラインをグローバル・ネットワーク時代にどのように適用するかなど検討している。そのような経験も踏まえて、具体的にどの規定がOECDプライバシー・ガイドラインに対応しているかなどを明らかにしたい。
- ①収集制限の原則は、例えば、現行の住民基本台帳法でも第7条の「住民票の記載事項」として限定している規定、改正法案第30条の43第2項にある、住民票コードの利用権限を有しない者は契約の相手方に対して住民票コードの告知を要求してはならないとの規定などに定められている。

衆議院地方行政委員会(1999.5.6)参考人意見③

- ②データ内容の原則は、例えば、改正法案第12条の3の「住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報」、第30条の11第8項の指定情報処理機関の正確な記録についての協力などにあらわれている。
- ③目的明確化の原則は、現行の住民基本台帳法そのものに具現されている。
- ④利用制限の原則は、例えば、第30条の30の「本人確認情報の利用及び提供の制限」、第30条の34の「受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限」などが対応する。

•

衆議院地方行政委員会(1999.5.6)参考人意見④

- ⑤安全保護の原則は、第30条の29の「本人確認情報の安全確保」から始まる第4章の2第4節「本人確認情報の保護」において詳細に規定されている。
- ⑥公開の原則は、全体で確保されている。
- ⑦個人参加の原則は、第30条の37の「自己の本人確認情報の開示」、第30条の40の「自己の本人確認情報の訂正」、さらには、前述の第30条の3の「住民票コードの記載の変更請求」などで担保されている。
- ⑧責任の原則は、関係者すべてに様々な義務を課し、通常よりも重い罰則を定めているところに明確化されている。

衆議院地方行政委員会(1999.5.6)参考人意見⑤

- また、改正法案第30条の9の「都道府県の審議会の設置」、第30条の15の「本人確認情報保護委員会の設置」は、権限等は限定的ではあるが、監視機関を重視する欧州連合の指令の趣旨に則っている。

衆議院地方行政委員会（1999. 5. 6）参考人質疑①

- ・ ○白保委員 当時のマスメディアの論調は、それぞれ若干の違いはあったとしても、一貫して一致しているものはやはりプライバシーの保護の問題だっただろうな、こういうふうに思うわけでありまして。生涯不変の住民基本台帳を整備しようということであるならば、プライバシー保護の具体的な措置を明示すべきじゃないかというようなことが一致した考え方だったのじゃないのかな、こう思っておりますが、そこで、堀部先生に重ねて伺いいたしますけれども、**法改正に必要なプライバシー保護の環境は、先ほどの話等もございますので、これはもう整った、こういうような御理解なんではないでしょうか。**

衆議院地方行政委員会（1999. 5. 6）参考人質疑②

- 堀部参考人 先ほど**包括的個人情報保護法**の質疑がございましたが、個人情報保護法の包括的なものがある方が望ましいというふうに私は個人的には思っています。しかし、日本のこれまでの議論の経過を見ますと、それができる状況というのがありませんで、随分議論をといつか主張をしてまいりましたけれども、そういう主張が受け入れられるような社会的基盤はどうもないのではないかというふうに見ております。

衆議院地方行政委員会（1999. 5. 6）参考人質疑③

- ○白保委員 時間も余りありませんから最後になるかと思いますが、念には念を入れてということでお伺いしますが、九五年六月十五日のジュリストで「住民基本台帳番号制と社会的条件整備」という論文、この終わりの方に、プライバシー保護制度の確立という問題で、先ほども答弁いただきましたが、私、プライバシーの問題については慎重にし過ぎて過ぎるということはないだろうという考え方に立っているわけで、そういう意味では、そこに書かれておるのが、プライバシー保護制度の確立をなおざりにしたまま導入することになれば危険きわまりないことになる、テクノロジーの利用と社会的条件の整備はパートナーであるというふうに書かれておるわけです。
- これは私はいたくそのとおりだ、そういうふうに感じておりました、そのことに対して、現状の認識について、もう一度お話をいただきたいと思います。

衆議院地方行政委員会（1999. 5. 6）参考人質疑④

- ○堀部参考人 今白保先生言われた点ですが、先ほど桑原先生からも出ましたように、**包括的個人情報保護法**ができて**全体として個人情報を保護するんだという社会的ルールを確立する必要はある**というふうに、私は個人的には考えています。
- その方法は包括的なものを待たなければすべてだめなのかということになりますと、この住民基本台帳法で言う住民票コードに限定して言いますと、この場合には住民票コードの民間利用につきましては禁止をしていますので、これによって、個人情報保護は民間との関係では一つ成り立っているというふうに見ております。

衆議院地方行政委員会（1999. 5. 6）参考人質疑⑤

- 今度の改正法案では、他の点につきましても、先ほど個別的には申し上げませんでした。OECDプライバシー保護ガイドラインの八原則にのっとるような形をとって、これまでの日本の立法例の中でこれだけ細かく一つの規定の中で保護措置を講じたもの、これは全般的な行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律は別といたしまして、他の分野で、これだけ包括的に住民票に関する情報、住民票コードについて保護措置を講じたものはないというふうに私は考えております。
- 現行法体系の中で今、行政といいましょうか自治省に対してこれ以上のものをつくれといっても、今のところは恐らく無理ではないか。これは全体として包括的な個人情報保護法ができるなりそういう条件整備ができればまた別かもしれませんが、現在このところ、ここでやむを得ないのではないかと、このように考えております。

日本でも包括的個人情報保護法が
広く議論されるような状況になって
きた。衆議院も地方自治法改正のこ

で、民間部門をも含む個人情報保護法が必要であるということが改めて認識されたからである。

欧米諸国では、一九七〇年代初めから個人情報保護法が制定されるよ

しかし、どのような内容の法律になるのかなど明確になっていない点が多々ある。私は、五月六日に同委

欧米諸國では、一九七〇年代初めから個人情報保護法が制定されるようになり、長年の経験が蓄積されている。その法的対応の方式は、三つに分けられる。

意見述べたが、そこで交わされた議論などを踏まえ、いくつかの論すべき点を明らかにしてみたい。今日

方公共団体などの公的部門と民間企業などの民間部門の双方を対象とするオムニバス方式（統合方式）②公

べき点を明らかにしてみたい。今日

るオムニバス方式（統合方式）②公

求が除外されている医師、教育情報

も考えられるという声も聞かれる。

を重視する政策がとられてきて

(中央大学法学部教授・佐藤弘)

主張・解説

100

100

1

住民基本台帳法改正法案の成立と附則

- また、国会では、6月10日の衆議院地方行政委員会において、小渕恵三内閣総理大臣が「包括的個人情報保護法の具体的イメージが十分明らかではありませんが、民間部門をも対象とした個人情報保護のあり方につきましては、政府全体として、総合的に検討し、法整備を含めたシステムを速やかに整えてまいる所存でございます」と答弁した。その翌日の6月11日、地方行政委員会は、住民基本台帳法改正法案の附則に「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期すため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」という第2項を加える修正案を賛成多数で可決した。
- このような修正を付した改正法案は、6月15日に衆議院を賛成多数で通過し、8月12日に参議院で賛成多数で可決された。この間の7月27日、私は、参議院地方行政・警察委員会でも参考人として意見を述べた。

自由民主党、自由党、公明党・改革クラブ確認書 (1999年6月4日)

個人情報保護に関する法律については、自由民主党、自由党及び公明党・改革クラブ間で今国会中に検討会を設置の上、法制化の検討に着手し、年内に基本的枠組みの取りまとめを行い、3年以内に法制化を図る。

確 認 書

個人情報保護に関する法律については、自由民主党、自由党及び公明党・改革クラブ間で今国会中に検討会を設置の上、法制化の検討に着手し、年内に基本的枠組の取りまとめを行い、3年以内に法制化を図る。

平成11年 6月 4日

自由民主党
政務調査会長

自由党
政策調査会長

公明党・改革クラブ
政策審議会長

池田行彦
藤井裕久
坂口力

高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会(1999年)

- この時期には、高度情報通信社会推進本部電子商取引等検討部会(私はこの委員を務めた)でプライバシー問題が議論され、1998年6月18日には、プライバシー保護の必要性にも言及した報告書「電子商取引等の推進に向けた日本の取組み」がまとめられた。そのこともあって、同推進本部のアクション・プラン(1999年4月16日)で、「個人情報保護の在り方を検討するため、平成11[1999]年中に高度情報通信社会推進本部の下に検討部会を設置する」旨が定められた。
- その後、同年5月に住民基本台帳ネットワークシステムを導入することを目的とする住民基本台帳法改正法案が国会で審議された際に包括的個人情報保護法について議論されるようになり、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えるとの観点から、高度情報通信社会推進本部の個人情報保護検討部会が同年7月に設置された。

高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会

- 委員(1999年7月23日)
- 礪山 隆夫 東京海上火災保険(株) 顧問経済団体連合会 情報化部会長
- 浦川道太郎 早稲田大学 法学部教授 早稲田大学 図書館長
- 大橋 有弘 明星大学 人文学部 心理・教育学科教育学専修 主任教授
- 大山 永昭 東京工業大学 教授
- 岡村 正 株式会社 東芝 取締役 上席常務 情報・社会システム社 社長
- 開原 成允 国立大蔵病院 病院長
- 加藤 真代 主婦連合会 副会長
- 鈴木 文雄 株式会社 東海銀行 専務取締役
- 須藤 修 東京大学 社会情報研究所 教授
- 西垣 良三 第一生命保険相互会社 専務取締役
- 原 早苗 消費科学連合会 事務局次長
- 堀部 政男 中央大学 法学部 教授【座長】
- 三宅 弘 弁護士
- 安富 潔 慶応大学 法学部 教授

高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会

- その個人情報保護検討部会の第1回会合が7月23日に首相官邸で開かれた(小渕恵三内閣総理大臣のあいさつの後、座長に選任された)。
- 検討部会は、10月初旬までに6回にわたって会議を開き、各委員の意見表明、関係省庁・関係団体等からのヒヤリングを行った。それらを踏まえて、10月20日には、個人情報保護検討部会において、「個人情報の保護について」と題する座長私案(「堀部私案」といわれることもある)を示し、審議した。これは、マスコミによって事前にスクープされるほどに関心を集め、また、新聞の社説でもとり上げられた。
- 11月9日には、この座長私案に説明を加えた中間報告(案)を提示し、同月19日には、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」をとりまとめた。

個人情報保護検討部会と座長私案(1999年)

- 1999年7月23日 高度情報通信社会推進本部(本部長＝内閣総理大臣)個人情報保護検討部会(座長・堀部政男)の第1回会合(経済界からの委員の一人 岡村 正 株式会社 東芝 取締役 上席常務情報・社会システム社 社長)
- 1999年10月20日 座長私案まとまる
- 1999年11月19日 「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」公表
- 1999年12月3日 高度情報通信社会推進本部「我が国における個人情報保護システムの確立について」決定

個人情報保護法制化専門委員会(2000年2月～同年10月)

- 高度情報通信社会推進本部個人情報保護法制化専門委員会検討・大綱(2000年2月～同年10月)
- この中間報告及び1999年12月3日の推進本部決定に基づき、2000年1月27日に個人情報保護法制化専門委員会が開催されることになった。
- 2月4日に開催された法制化専門委員会の第1回会合で園部逸夫氏(元最高裁判所裁判官)が委員長に選出された(本稿の筆者は、個人情報保護検討部会の座長として法制化専門委員会に出席した)。法制化専門委員会は、ほぼ毎週、会議を開き、検討を続け、6月2日には「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」をとりまとめた。
- 法制化専門委員会は、6月2日にまとめた中間整理をパブリック・コメントに付すとともに、関係省庁・関係団体などから意見を聴き、10月11日に「個人情報保護基本法制に関する大綱」をとりまとめた(7月7日に高度情報通信社会推進本部は、情報通信技術(IT)戦略本部にとって代わられた)。

個人情報保護法制化専門委員会(2000年2月～同年10月)

- 個人情報保護法制化専門委員会委員
- 委員長 園部 逸夫 立命館大学大学院客員教授(前最高裁判所判事)
- 上谷 清 弁護士(前大阪高等裁判所長官)
- 小早川光郎 東京大学法学部教授
- 高芝 利仁 弁護士
- 高橋 和之 東京大学法学部教授
- 遠山 敦子 国立西洋美術館長(前駐トルコ共和国大使)
- 新美 育文 明治大学法学部教授
- 西谷 剛 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
- 藤原 静雄 国学院大学法学部教授
- * 上記のほか、堀部政男個人情報保護検討部会座長(中央大学法学部教授)が常時出席

個人情報保護基本法制大綱(2000年10月)

- 2000年2月4日 高度情報通信社会推進本部(7月7日に高度情報通信技術(IT)戦略本部)個人情報保護法制化専門委員会(委員長・園部逸夫氏[元最高裁判事])第1回会合
- 2000年10月11日 「個人情報保護基本法制に関する大綱」とりまとめ

堀部 政男氏

中央大法学会教授

(政府・個人情報
保護検討部会座長)

個人情報保護法が40カ国以上の民主主義国で制定されている中で、日本でもようやく民間部門をも対象とした個人情報保護法案が国会に提出されるに至った。

しかし、この法案に対してはメディア関係者などから反対意見が表明されている。



る。その論点の一つが「主務大臣」による監視・監督である。

官民の両分野を包括した個人情報保護法を持つ欧州では、行政とは独立した委員会やデータ保護コミッションが個人情報保護法の運用にあたっている。

独立機関の議論を望む

例えば、仏のC.N.I.L(情報自由国家委員会)は1978年のデータ保護法で設置された。この委員会は、法律上、独立した行政機関として位置づけられ、国会議員をはじめさまざまな立場の17人の委員で構成されている。その事務局には約50人のスタッフがいる。また、英の情報コミッションは、女王によって任命され、独立して職務を遂行し、それを支えるスタッフは約100人いる。

個別法による保護を図っている米では、独立行政委員会であるFTC(連邦取引委員会)が大きな役割を果たしている。

これらのことは、政府における検討でも議論になったが、行政改革の激しい嵐が吹いている状況では、独立機関設置の提案は現実的でなかった。

監視機関の在り方が問題になっている以上、国会で議論されることを期待したい。

「独立機関の議論を望む」毎日新聞2002年4月9日①

- 堀部 政男氏中央大法学部教授(政府・個人情報保護検討部会座長)
個人情報保護法が40カ国以上の民主主義国で制定されている中で、日本でもようやく民間部門をも対象とした個人情報保護法案が国会に提出されるに至った。

しかし、この議案に対してはメディア関係者などから反対意見が表明されている。その論点の一つが「主務大臣」による監視・監督である。

官民の両分野を包括した個人情報保護法を持つ欧州では、行政とは独立した委員会やデータ保護コミッショナーが個人情報保護法の運用にあたっている。

例えば、仏のCNIL(情報自由国家委員会)は1978年のデータ保護法で設置された。この委員会は、法律上、独立した行政機関として位置づけら

「独立機関の議論を望む」毎日新聞2002年4月9日②

れ、国会議員をはじめさまざまな立場の17人の委員で構成されている。その事務局には約50人のスタッフがいる。また、英の情報コミッショナーは、女王によって任命され、独立して職務を遂行し、それを支えるスタッフは約100人いる。

個別法による保護を図っている米では、独立行政委員会であるFTC(連邦取引委員会)が大きな役割を果たしている。

これらのことは、政府における検討でも議論になったが、行政改革の激しい嵐が吹いている状況では、独立機関設置の提案は現実的でなかった。

監視機関の在り方が問題になっている以上、国会で議論されることを期待したい。

個人情報保護法立法過程の議論の一端：衆議院 個人情報保護特別委員会参考人質疑①

■2003年 政府の個人情報保護法案について審議されていた時期に、野党が対案を提出した。野党対案には個人情報保護委員会という監視機関の設置が規定されていた。

衆議院個人情報保護に関する特別委員会(2003年4月21日(月))

○細野豪志委員(民主党)【主務大臣制と第三者機関】

○堀部参考人

実は、主務大臣制をどうするかということにつきましては、法制化専門委員会ของときにも、それでいいのかという疑問は出したことがあります。

個人情報保護法立法過程の議論の一端：衆議院 個人情報保護特別委員会参考人質疑②

- 第三者的な機関を設けることも、実現可能であればというふうには思いましたが、先ほど申し上げましたような、一方では、私が関係してきたようないろいろな、個人情報取扱事業者と法律で言う人たちは、主務大臣のもとでそれぞれ対応をし、また、実績を上げていく。それをまた認証する制度もつくりまして、単に何か悪いことをしたから処罰するということではなくて、きちんとやっているということを認めて、マークなどを付与していく。この提案は、実は神奈川県で一九九〇年に条例をつくりましたときに既に導入しまして、それを国レベルでも広めてきたものであります。【中略】

個人情報保護法立法過程の議論の一端：衆議院 個人情報保護特別委員会参考人質疑③

- 先ほども申し上げたことなんですが、第三者機関を私は否定しているわけではありませんで、これは必要だと思います。しかし、現段階で、これは最初の方でも申し上げましたが、日本の個人情報保護の考え方というのは、残念ながら、先進国の早いところから比べますと二十年以上もおくれています。これのレベルアップを今どのようにして図るかということが急務だと考えております。十分なレベルに達して、具体的に第三者機関が機能するような時期というのができるだけ早く来ることを私は期待しております。【中略】

•

個人情報保護法立法過程の議論の一端：衆議院 個人情報保護特別委員会参考人質疑④

○細野委員 本当に、この分野の大家の堀部先生に私のような者が意見を申し上げる筋ではないんですが、おくらしているからこそ、第三者機関できちっとキャッチアップを図った方がいいんじゃないかということで、野党案を提案させていただきました。

率直に、先生に一言、これは難しい評価になろうかと思うんですが、先生が考えられている個人情報保護のあり方、姿というのは、理想像が恐らくおありだと思うんですね。そこから見て、今回出されてきた法案は、政府のものということで結構なんですが、大体何点ぐらいのものだ、将来像、具体像、理想像からすると何点ぐらいのものだという評価を現時点で堀部先生はされているか。これはもう端的で結構ですので、お願いします。

個人情報保護法立法過程の議論の一端：衆議院 個人情報保護特別委員会参考人質疑⑤

- 堀部参考人 大変答えにくい質問でございますが、大学の教師ですので、よく答案はつけております。それからしますと、ちょっと、優、Aに当たる八十点まではいかないかもしれませんが、七十点台はつけることができるのではないかと。ですから、中間のところ合格しているというふうに私は採点したいと思います。

【委員席から、「あまい」というヤジ】

個人情報保護法の制定・施行へ

- 2001年3月27日 当初個人情報保護法案閣議決定・国会提出⇒表現の自由問題等で継続審議
- 2001年 臨時国会
- 2002年3月15日 行政機関等個人情報保護当初法案閣議決定・国会提出
- 2002年 通常国会 継続審議
- 2002年12月13日 当初法案廃案
- 2003年3月7日 修正法案閣議決定・国会提出
- 2003年5月6日 衆議院本会議成立
- 2003年5月23日 参議院本会議成立
- 2003年5月30日 公布・一部施行
- 2005年4月1日 全面施行

個人情報保護関係5法

(1) 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日公布、法案一平成13年3月27日閣議決定、平成14年12月13日廃案、平成15年3月7日閣議決定、平成15年5月23日参議院本会議可決、平成15年5月30日公布・一部施行、平成17年4月1日施行)

(2) 行政機関等個人情報保護法

行政機関等に関する個人情報保護法として、次の法律が制定・公布・施行された(平成15年5月30日公布、法案一平成14年3月15日閣議決定、平成14年12月13日廃案、平成15年3月7日閣議決定、平成15年5月23日参議院本会議可決、平成15年5月30日公布、平成17年4月1日施行)。

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

個人情報保護制度再検討期(2010年代)

- 社会保障・税番号制度⇒マイナンバー法
- マイナンバーという言葉が使われるようになった。これは、番号法にいう「個人番号」の愛称である。2011年に約800件の公募名称から選ばれた(その選考委員を務めた)。
- 個人情報保護ワーキンググループ(座長・堀部政男)等の開催状況
- 第1回 2011年2月7日(月)、第2回 2011年2月23日(水)、第3回 2011年3月18(金)、第4回 2011年4月1日(金)、2011年4月19日(火) 個人情報保護WG・情報連携基盤技術WG合同会議、第5回 2011年5月18日(水)、第6回 2011年6月2日(木)
- ・個人情報保護ワーキンググループ―2011年6月22日に「社会保障・税番号制度における個人情報保護方策について大綱に盛り込むべき事項」、翌23日に「個人情報保護ワーキンググループ報告書」まとめ
- 2011年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部で「社会保障・税番号大綱」決定
- ・2012年2月14日 番号関連3法案(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、地方公共団体情報システム機構法案)を閣議決定、国会に提出
- ・2012年11月16日 衆議院解散、番号関連3法案が廃案

個人情報保護ワーキンググループ

- 石井 夏生利 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授
- 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 大谷 和子 (株)日本総合研究所法務部長
- 小向 太郎 (株)情報通信総合研究所主席研究員
- 新保 史生 慶応義塾大学総合政策学部准教授
- ○長谷部 恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 樋口 範雄 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 藤原 静雄 中央大学法科大学院教授
- ◎堀部 政男 一橋大学名誉教授
- 三宅 弘 弁護士
- ○森田 朗 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- (◎は座長、○は座長代理)

マイナンバー関連法案(2013年)の国会提出・成立・公布

- マイナンバー法、すなわち、番号法(正式な題名は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2013年5月31日公布))の愛称である。
- 2013年3月1日 番号関連4法案(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、地方公共団体情報システム機構法案、内閣法等の一部を改正する法律案(政府CIO法案))を閣議決定、国会に提出
- 2013年4月5日 衆議院内閣委員会 参考人質疑(参考人の一人として出席)
- 2013年4月26日 衆議院内閣委員会 番号法一部修正、賛成多数で可決
- 2013年5月9日 衆議院本会議 番号法案一部修正、他の3法案とともに賛成多数で可決
- 2013年5月23日 参議院内閣委員会 番号法案、番号法整備法案及び政府CIO法案、全会一致で可決
- 2013年5月23日 参議院総務委員会 機構法案 賛成多数で可決
- 2013年5月24日 参議院本会議 4法案 賛成多数で可決
- 2013年5月31日 4法公布

「個人情報保護」先進国への必須条件 独立監視機関設置に期待



- 「ビジネス法務2009年10月
- 「地平線」(巻頭言)
- 堀部政男「個人情報保護」先進国への必須条件 独立監視機関設置に期待

- 情報化への制度的対応は様々な分野で具体化してきているが、日本で理解されず、制度化の実現に時間を要したものの一つに個人情報保護分野がある。国レベルでビジネスなど民間部門を対象にした個人情報保護法は、2003年5月30日に公布・一部施行されたが、欧州の個人情報保護法先進国よりも20年以上も遅かった。
- この法律では、法の遵守を監視するのは、事業を所管する主務大臣（主務省庁）である。個人情報保護のためのチェック機関については、法案の国会審議でも議論になった。そのため、衆参両院の個人情報保護特別委員会では、第三者機関について全面施行後三年を目途に必要な措置を講ずる旨の附帯決議がなされた。
- 主務省庁は所管事業には長けているが、個人情報の専門ではない。複数の主務省庁とかかわる事業者は対応の違いに戸惑っている。個人情報保護には専門性・統一性・独立性を要することは今や自明である。

- 法の施行状況をフォローした国民生活審議会個人情報保護部会で「第三者の専門的立場で統一的にチェックする独立機関」の必要性を唱えたが、正面から議論する機会はなかった。それでも、2007年6月29日に国民生活審議会でまとめられた「意見」では、「第三者機関の設置については、国際的な整合性も踏まえ中長期的課題として検討する必要がある」とした。第三者機関について認識が乏しい日本の現状を踏まえる必要がある。参考になるものとして、内閣府の委託研究の成果である「諸外国等の個人情報保護制度の実態調査報告書」(2009年3月)がある。
- 第三者機関は、他でも必要性が論じられている。例えば、2009年6月30日に「IT 戦略の今後の在り方に関する専門調査会」がまとめた「i-Japan 戦略2015」でも、第三者機関等の在り方について検討することとしている。この専門調査会報告書は、同年7月6日に開かれたIT戦略本部(本部長は総理大臣)の会議で報告された。

- 日本でいう「第三者機関」は欧州では「独立監視機関」などというが、独立監視機関は現代的な政治制度である立法・行政・司法と同様に民主的な個人情報保護制度の必置の機関であり、日本にないことが批判されている。
- 個人情報保護法の全面施行後、過剰反応などが顕著になり、個人情報の有効活用は壁に突き当たっている。私自身、1996年以降OECD（経済協力開発機構）の情報セキュリティ・プライバシー作業部会の副議長としてこの種の問題に取り組んできた立場から、新視点に立った見直しを提案したい。その際、ビジネスにとっても消費者にとっても頼りになりうる独立監視機関の導入は必須であり、政府が早急に検討に着手することを改めて求めたい。

住民基本台帳ネットワークシステム関連訴訟①

- 住基ネットと略称される住民基本台帳ネットワークシステムは、2002年8月5日第1次稼働、03年8月25日本格稼働された。
- その住基ネットについて全国で59件の訴訟が提起された。総務省によると、(1)国が被告となっている訴訟、(2)国が被告となっていない訴訟に分けられる。
- (1)のうち、「国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟」は全国で35件提起され、36件すべてが確定。その5件について最高裁第1小法廷は、08年3月6日、住基ネットにより本人確認情報を収集、管理または利用する行為は憲法13条に保障された権利ないし自由を侵害しないとして上告を棄却した。札幌の訴訟について最高裁第1小法廷は、11年5月10日、上告棄却の決定をした。これが住基ネット関連訴訟に関する裁判所の最後の判断となった。

住民基本台帳ネットワークシステム関連訴訟②

- また、(1)には「国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟」(杉並区訴訟)があり、これについて、最高裁第3小法廷は、08年7月8日、上告事由に当たらないとして上告を棄却した。
- (2)は、「国の利害に関係のある訴訟として、法務大臣の権限等に関する法律7条1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をしているもの」17件(確定)と「これ以外の訴訟」6件(確定)に分けられる。前者の中の「損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟」の1件について、06年11月30日に大阪高裁で違憲判決が出て注目された。最高裁第1小法廷は、08年3月6日、住基ネットにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理または利用する行為は当該住民がこれに同意していないとしても、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を侵害するものではないとして大阪高裁判決を破棄し自判した。その後、最高裁判決にそった下級審判決が出ている。

住基ネット最高裁2008.3.6第1小法廷判決①

- 最高裁2008年3月6日第1小法廷判決が掲げる合憲性の要件は、社会保障・税番号制度において満たされなければならない。
- そこで、**社会保障・税番号大綱(2011年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部決定)**は、「番号制度の構築に当たっては、住基ネットに係る最高裁合憲判決(最判平成 20年3月6日)の趣旨を十分踏まえる必要がある」として、「同判決の趣旨を踏まえれば、番号制度は」、①～⑥「等の

要件を備える必要がある」と整理している。その①～⑥は、次のとおりである。

- ① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ② 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③ 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること

住基ネット最高裁2008.3.6第1小法廷判決②

- ④ システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤ 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥ 第三者機関等の設置により、個人情報 of 適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること
- これらは、住民基本台帳法の1999年改正の際等に論じてきたところである。そのうち、⑥について大綱は、「国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する」ことを明らかにした。
- その大綱に盛り込むべき事項を検討したのが、個人情報保護ワーキンググループである。

納税者番号 格差是正狙い

■共通番号制度が導入されると……

	国民にとって	国にとって
メリット	・納税の不公平感が解消される ・低所得者への「給付制度」導入につながる ・(医療情報が対象なら)医療にかかる記録がわかりやすくなる ・個人の所得が漏れてしまう恐れ ・他人に成りすまされてしまう恐れ ・(医療情報が対象なら)病歴情報が漏れてしまう恐れ	・徴税業務が効率的になる ・国民所得の把握が正確になる ・情報管理上のリスクが高まる恐れ
デメリット		



菅直人副総理兼財務相(左から3人目)ら関係閣僚が出席し「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」が開かれた。8日午後、内閣府、川村直子撮影

税金と社会保障の個人情報を一つにまとめる「共通番号制」の検討が8日始まった。関係閣僚による検討会の初会で菅直人副総理兼財務相は「月までに複数案を示す考えを表明した。鳩山政権は、納税者番号の導入を推進する手段と位置づけ、年内のとりまとめを急ぐが、情報漏れ防止など課題も多い。」

(生田大介・野野世)

この日、内閣府で開かれた検討会の冒頭、菅氏は「国民の安全と安心を確保し、社会政策や税取の立場で、サリブスをつけていく。みなさんの立場から見ても必要な制度を考えた。」と述べた。また、菅氏は「番号化」されることへの国民の抵抗感を払う狙いから、検討会が急にならなければならない。

関係検討会始動 5月までに複数案

菅氏はほか、長妻昭厚生労働相や所口博義総務相、関係閣僚が出席し、内閣府で開かれた。菅氏は「国民の安全と安心を確保し、社会政策や税取の立場で、サリブスをつけていく。みなさんの立場から見ても必要な制度を考えた。」と述べた。また、菅氏は「番号化」されることへの国民の抵抗感を払う狙いから、検討会が急にならなければならない。

個人情報保護の保護論点

た保険料徴収と年金支給をする。同時に、「最低保障年金」を設けて年金がもらえない人をなくす内容。これに「共通番号」で社会保障料を管理することが含まれる。菅氏は「これに雇用関係など、いろいろなサービスを受けるための基礎的なデータとして、国民の安全と安心を確保し、社会政策や税取の立場で、サリブスをつけていく。みなさんの立場から見ても必要な制度を考えた。」と述べた。また、菅氏は「番号化」されることへの国民の抵抗感を払う狙いから、検討会が急にならなければならない。

と説明。国民サービスの「格差」を埋めるためのツールが「共通番号制」というわけだ。菅氏は5月までに5つの運用開始を目指し、すでに11月事業に着手。しかし、昨年11月の行政刷新会議の「事業仕分け」を踏まえ、10年予算案では事業上、凍結された。

受診を抑制させて医療費抑制の手段に使われる懸念がある(「郵部」に譲渡)。検討会事務局局長を務める古川元久内閣府副大臣は8日の検討会後、これからの議論では「プライバシー」が最も重要ではないかという見解を示した。また、菅氏は「番号化」されることへの国民の抵抗感を払う狙いから、検討会が急にならなければならない。

た年金制度は、所得に応じた保険料徴収と年金支給をする。同時に、「最低保障年金」を設けて年金がもらえない人をなくす内容。これに「共通番号」で社会保障料を管理することが含まれる。菅氏は「これに雇用関係など、いろいろなサービスを受けるための基礎的なデータとして、国民の安全と安心を確保し、社会政策や税取の立場で、サリブスをつけていく。みなさんの立場から見ても必要な制度を考えた。」と述べた。また、菅氏は「番号化」されることへの国民の抵抗感を払う狙いから、検討会が急にならなければならない。

納税にかかわる番号制は、これまでも議論されてきた。80年には、個人に番号をつけて管理する「マイナンバー」制度を創設する法律が成立。少額の貯蓄を複数の口座に分けて持つ人の貯蓄額を把握することを目指したが、所得が把握されることへの強い反発を受け、実施されなかった。その後、政府税制調査会が番号制をめぐる議論は繰り返されたが、実現できていない。個人情報が漏れることへの懸念が根拠だった。60年代から社会保障番号を

納税にかかわる番号制は、これまでも議論されてきた。80年には、個人に番号をつけて管理する「マイナンバー」制度を創設する法律が成立。少額の貯蓄を複数の口座に分けて持つ人の貯蓄額を把握することを目指したが、所得が把握されることへの強い反発を受け、実施されなかった。その後、政府税制調査会が番号制をめぐる議論は繰り返されたが、実現できていない。個人情報が漏れることへの懸念が根拠だった。60年代から社会保障番号を

受診を抑制させて医療費抑制の手段に使われる懸念がある(「郵部」に譲渡)。検討会事務局局長を務める古川元久内閣府副大臣は8日の検討会後、これからの議論では「プライバシー」が最も重要ではないかという見解を示した。また、菅氏は「番号化」されることへの国民の抵抗感を払う狙いから、検討会が急にならなければならない。

共通番号制の導入計画と課題の指摘①

- 2010年2月初旬、朝日新聞記者から、共通番号制に関する政府の構想について、電話による取材ではなく、直接に会って意見を聞きたいという連絡があった。
- 日本におけるプライバシー論議、国民総背番号制の議論など、これまでに行われてきた議論について説明するとともに、政府の新たな構想については、プライバシー・個人情報保護の観点から、特に第三者機関設置の必要性を強調した。
- 朝日新聞2010年2月9日朝刊は、「納税者番号 格差是正狙い」という横見出し及び「閣僚検討会始動 5月までに複数案」という縦見出しとともに、「個人情報の保護論点」という縦見出しを掲げて、「税金と社会保障の個人情報をもつにまとめる『共通番号制』の検討が8日始まった」ことを報じた。その最後に私のコメントを次のように載せていた。

共通番号制の導入計画と課題の指摘②

- 「個人情報保護に詳しい堀部政男・一橋大学名誉教授(情報法)は『番号を使う範囲を明確化したうえで、目的外の使用を法律で禁じたり、不正利用を監視・規制する**第三者機関**を設置したりすることが必要だ』と話している。」
- この記事の前日の2月8日に、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会の第1回会合が開かれた。その配布資料4の「社会保障・税に関わる番号制度の目的・課題」の中の「検討に当たっての課題(案)」では、「利用する分野・番号などの特定」「個人情報保護する仕組みの構築」「その他」の3つが掲げられ、「一年以内を目処に結論」となっていた。
- ここには個人情報保護の具体的方策は示されていなかった。
- しかし、その後の検討会における議論では、個人情報保護のあり方に言及するものが出てきている。

現行制度の再検討期(2010年代)

- 欧米の提案・報告書・文書類
- 日本
- 社会保障・税番号制度の議論と番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号))(2013年5月24日成立、5月31日公布)
- 2011年に約800件の公募名称から「マイナンバー」が選ばれた(筆者はその選考委員を務めた)(以下、原則として「マイナンバー」を使う。)

マイナンバー制度のメリットと国民の懸念

- 2013年マイナンバー法は、日本におけるプライバシー・個人情報保護の歴史の中で新段階を画するものである。社会保障・税に関わる番号制度には、行政手続が簡略化されるとともに、きめ細かでの的確な社会保障が可能になるなどのメリットがある。しかし、他方で、番号制度の実施に伴い、国民の間には、① 国家管理への懸念、② 個人情報の追跡・突合に対する懸念、③ 財産その他の被害への懸念が指摘されている。これらの懸念に対しては、住民基本台帳ネットに係る最高裁合憲判決（2008年3月6日）の趣旨を十分踏まえ、システム上の安全管理措置のほか、いくつかの制度上の保護措置を講じることにより、高度な個人情報保護を図ることになった。

マイナンバー関連法案(2013年)の国会提出・成立・公布

- 個人情報保護ワーキンググループの報告等も踏まえて立案されたマイナンバー法、すなわち、番号法(正式な題名は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2013年5月31日公布))の愛称である。
- 2013年3月1日 番号関連4法案(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、地方公共団体情報システム機構法案、内閣法等の一部を改正する法律案(政府CIO法案))を閣議決定、国会に提出
- 2013年4月5日 衆議院内閣委員会 参考人質疑(参考人の一人として出席)
- 2013年4月26日 衆議院内閣委員会 番号法一部修正、賛成多数で可決
- 2013年5月9日 衆議院本会議 番号法案一部修正、他の3法案とともに賛成多数で可決
- 2013年5月23日 参議院内閣委員会 番号法案、番号法整備法案及び政府CIO法案、全会一致で可決
- 2013年5月23日 参議院総務委員会 機構法案 賛成多数で可決
- 2013年5月24日 参議院本会議 4法案 賛成多数で可決
- 2013年5月31日 4法公布

マイナンバー法の個人情報保護措置の概要

- マイナンバー法では、①現行の個人情報保護関係法の特別法で、保護の強化、②保護を図るために第三者機関である特定個人情報保護委員会の設置、③プライバシー・インパクト・アセスメントである特定個人情報保護評価制度の導入、④罰則の強化、などで個人情報保護の高度化を図った。
- 特定個人情報保護委員会
- 設置(第36条)
- 内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会を設置する。(いわゆる三条委員会)
- 内閣府設置法第64条「内閣府に置かれる委員会及び庁」—
公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁

パーソナルデータに関する検討会 構成員

- パーソナルデータに関する検討会 構成員名簿(2013年9月現在)
- <委員>
- 伊藤 清彦 公益社団法人経済同友会 常務理事
- 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授【2014年1月以降座長】
- 金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長兼社長
- 佐藤 一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
- 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
- 新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 鈴木 正朝 新潟大学法科大学院教授
- 滝 久雄 株式会社ぐるなび 代表取締役会長
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
- ◎ 堀部 政男 一橋大学名誉教授【2014年1月1日特定個人情報保護委員会
委員長拝命前まで】
- 松岡 萬里野 財団法人日本消費者協会会長
- 椋田 哲史 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
- 森 亮二 英知法律事務所弁護士
- 安岡 寛道 株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
- 山本 隆一 東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

改正個人情報保護法の成立(2015年)①

- (1)個人情報保護法改正法案の閣議決定
- 個人情報保護法の改正については、2013年9月2日から2014年12月19日まで13回開かれたIT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」(パーソナルデータ検討会)(2013年9月～同年12月座長・堀部政男、2014年1月～座長・宇賀克也*)で議論が行われ、それを基礎に改正法案が作成された。また、番号法の改正については、2014年3月18日以降開催されている、同じくIT総合戦略本部の「マイナンバー等分科会」(座長・金子郁容)の検討等を踏まえて立案された。改正法案は、個人情報保護法及び番号法の双方を対象としている。すなわち、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」が2015年3月10日に閣議決定され、衆議院に提出された。
- * 宇賀克也東京大学教授は、2019年3月7日、最高裁判所判事に任命され、3月20に就任した。

改正個人情報保護法の成立(2015年)②

- (2)衆議院
- 衆議院における審議は、次のとおりであった。
- 2015年4月23日(木)衆議院本会議 質疑
- 2015年5月8日(金)衆議院内閣委員会 質疑
- 2015年5月13日(水)衆議院内閣委員会 参考人
- 2015年5月15日(金)衆議院内閣委員会 質疑
- 2015年5月20日(水)衆議院内閣委員会 質疑
- 2015年5月21日(木)衆議院本会議 可決

改正個人情報保護法の成立(2015年)③

- (3)参議院
- 参議院における審議は、次のとおりであった。
- 2015年5月22日(金)参議院本会議 質疑
- 2015年5月26日(火)参議院内閣委員会 質疑
- 2015年5月28日(木)参議院内閣委員会 質疑
- 2015年6月2日(火)午前 参議院内閣委員会・財政金融委員会 質疑
- 午後 参議院内閣委員会 参考人
- 2015年6月4日(木)参議院内閣委員会 質疑
- 2015年6月1日 日本年金機構の個人情報流出事件(125万件)発覚により審議中断
- 2015年8月27日(木)参議院内閣委員会質疑、修正提案とともに改正法案可決
- 2015年8月28日(金)参議院本会議 可決

改正個人情報保護法の成立(2015年)④

- (4)衆議院
- 2015年9月3日(木) 衆議院本会議 可決
- (5)公布
- 2015年9月9日(水)公布(2015(平成27)年法律第65号))
- (6)施行期日
- 公布の日から起算して2年を越えない範囲内で政令で定める日
- 2016年12月20日の閣議決定で施行期日は2017年5月30日となった。

改正法の施行期日

- 個人情報保護法・マイナンバー法改正法（平成27年法律第65号）
- それぞれの改正の先後関係から、マイナンバー法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（マイナンバー法の公布の日（平成25年5月31日）から4年以内の政令で定める日）までの日付とする必要がある。
- マイナンバー法附則第1条第5号：第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規定
公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

改正個人情報保護法の主なポイント

- (1) 個人情報保護委員会の新設(法第5章)
- 個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化:改正法の一部施行により、2016(平成28)年1月1日に個人情報保護委員会設置:
:
- 主務大臣が有している監督権限を改正法の全面施行時(2017年5月30日)に個人情報保護委員会へ一元化
- 【(2) 以下省略】

個人情報保護委員会設置の法的根拠①

- 改正個人情報保護法は、2016(平成28)年1月1日に個人情報保護委員会を設置すると規定している。個人情報保護委員会は、民間部門の個人情報の取扱いを対象とすることになるばかりでなく、特定個人情報保護委員会が対象としてきた特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適正な取扱いの監視・監督も所掌している。
- 委員会というと、諮問機関である多数の委員会と同様なものと考えられる向きもあるようであるが、個人情報保護委員会の「委員会」は、**国家行政組織法第3条第2項の「行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる」という規定の「委員会」**(いわゆる3条委員会)で、設置は内閣府設置法第49条第3項に基づいている。ちなみに内閣府に置かれている「委員会」及び「庁」については、内閣府設置法第64条が次のように規定している。

個人情報保護委員会設置の法的根拠②

- 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによるとなっている。

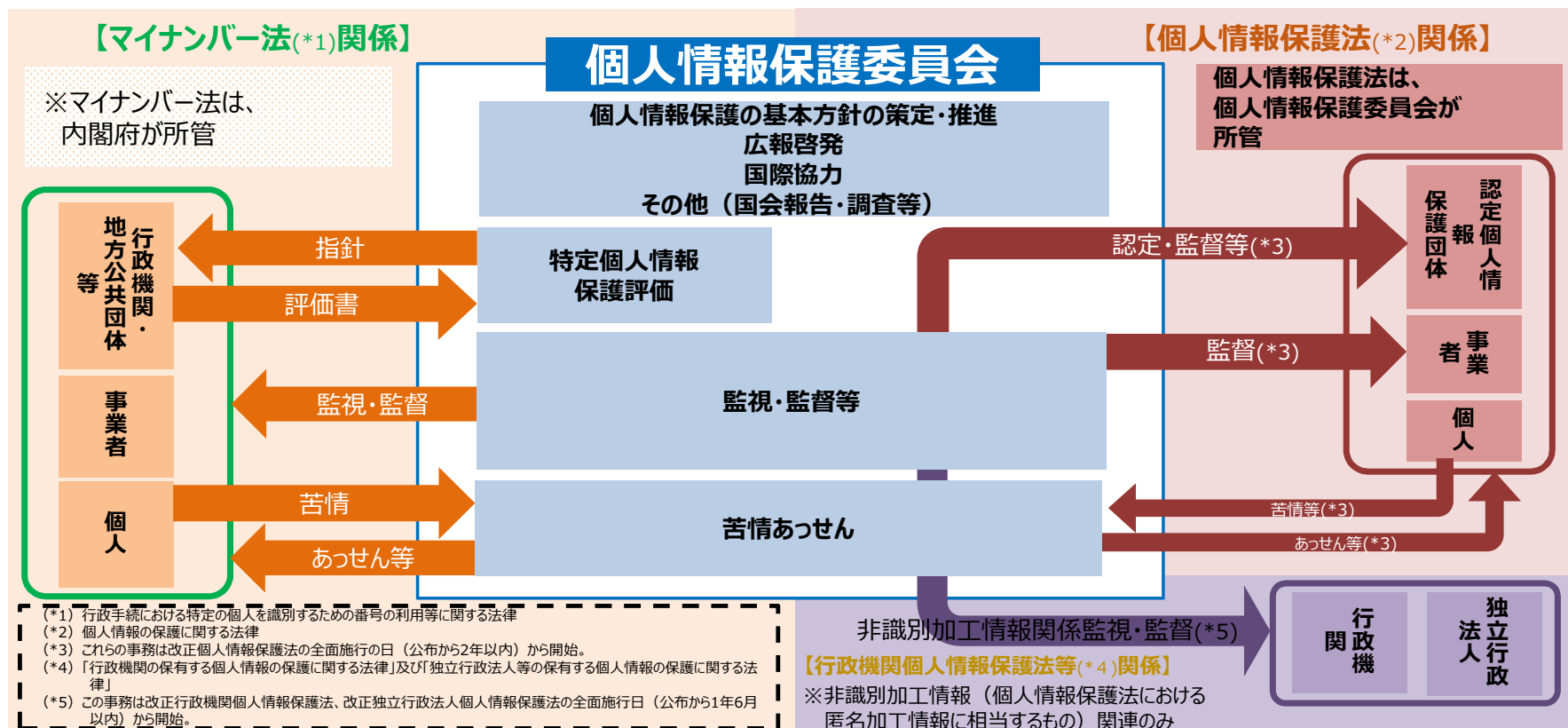
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法

個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

任務 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織 ○ 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
○ 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）



個人情報保護委員会設置成果の例

- 個人情報保護委員会設置が実現したことにより、日本に大きな成果がもたらされた。
- その例のいくつかを見るが、まずは、NBL No.1065号(2016年1月1日)の巻頭言に書いた「個人情報保護委員会の歴史的・参加的意義」参照のこと。
- また、別添の堀部政男「日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題」(上)NBL No.1148(2019.6.15)及び(下)NBL No.1149(2019.7.1)参照のこと。
- それとともに、66頁～67頁のGDPR(General Data Protection Regulation, 一般データ保護規則)第45条の十分性認定基準参照のこと。

個人情報保護委員会の 歴史的・参加的意義



— 慶応大学名誉教授 —

堀部 政男

Masao Horibe

「個人情報保護委員会」という名称で、独立性の高いいわゆる三条委員会が2016年1月1日に発足することになった。これは、日本におけるプライバシー・個人情報保護の歴史の中でも画期的な意義を持つとともに、世界のプライバシー・個人情報保護の分野の国際会議に正式メンバーとして参加可能になる意義を有する。

立法による保護が必要だという認識は、1970年代に欧州でデータ保護法が制定されるようになったことにあらわれている。その要として、独立のデータ保護機関を設ける傾向が強まった。1973年に国レベルで初めてデータ保護法を制定したスウェーデンでは、そのデータ保護機関は、「データ検査院」である。そのスタッフと意見交換をしていたときに、会計検査院は、お金の使い

方が適正になされているかどうかを検査するが、お金と同様に、あるいはそれ以上に、個人データが重要な役割を果たすようになってきている現代社会では、個人データが適正に取り扱われているかを中立・公正な立場でチェックする必要がある、会計検査院と同じように独立性が不可欠であるという話を聞いたことを想い出す。

1980年代以降も多くの国でデータ保護法が制定され、独立データ保護機関設置は世界的潮流になってきている。

日本では国レベルで1988年に行政機関電子計算機処理個人情報保護法、2003年に個人情報保護法、行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法が制定されたが、独立データ保護機関は設けられなかった。

独立データ保護機関が第1回の国際会議を開くようになったのは1979年であるが、2015年10月にはアムステルダムで第37回国際データ保護プライバシー・コミッショナー会議が開催された。毎年1回開かれているこの国際会議には一研究者として20回以上参加してきているが、日本には独立データ保護機関がなかったために、わが国は正式メンバーにはなれず、「仲間外れ」の状態であった。

2014年1月1日に番号法に基づき独立性の高い特定個人情報保護委員会が設置され、この度、民間部門の個人情報の取扱いをも対象とする個人情報保護委員会に改組されることとなったことは、国際関係においても重要な意義を有する。

個人情報保護委員会がこの会議の正式メンバーとして「仲間入り」するためには、同会議が定めた認証基準を満たす必要がある。承認される可能性は高まってきたが、そのためには個人情報保護委員会の権限等を説明する文書を作成しその手続をとらなければならない。

アムステルダムでの今回の会議の合間に、これまでの経験を踏まえつつ特定個人情報保護委員会の委員長として、2016年1月に個人情報保護委員会に改組されることなどを説明し、日本に対する期待が大きいことを肌で感じた。

参加的意義は第一歩にすぎない感があるが、正式メンバーとして個人情報保護委員会が、世界で存在感を持たれるようになり、発信する意義も大きい。そのためにはさまざまな面でそれ相応の役割を果たし、日本の発信力を高める努力を続けなければならない。

個人情報保護委員会の歴史的・参加的意義(NBL2016年1月1日号巻頭言)①

- 「個人情報保護委員会」という名称で、独立性の高いいわゆる三条委員会が2016年1月1日に発足することになった。これは、日本におけるプライバシー・個人情報保護の歴史の中でも画期的な意義を持つとともに、世界のプライバシー・個人情報保護の分野の国際会議に正式メンバーとして参加可能になる意義を有する。
- 立法による保護が必要だという認識は、1970年代に欧州でデータ保護法が制定されるようになったことにあらわれている。その要として、独立のデータ保護機関を設ける傾向が強まった。1973年に国レベルで初めてデータ保護法を制定したスウェーデンでは、そのデータ保護機関は、「データ検査院」である。そのスタッフと意見交換をしていたときに、会計検査委員は、お金の使い方が適正になされているかどうかを検査するが、お金と同様に、あるいはそれ以上に、個人データが重要な役割を果たすようになってきている現代社会では、個人データが適正に取り扱われているかを中立・公正な立場でチェックする必要がある、検査院と同じように独立性が不可欠であるという話を聞いたことを思い出す。

個人情報保護委員会の歴史的・参加的 意義(NBL2016年1月1日号巻頭言)②

- 1980年以降も多くの国でデータ保護法が制定され、独立データ保護機関設置は世界的潮流になってきている。
- 日本では国レベルで1988年に行政機関電子計算機処理個人情報保護法、2003年に個人情報保護法、行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法が制定されたが、独立データ保護機関は設けられなかった。
- 独立データ保護機関が第1回の国際会議を開くようになったのは1979年であるが、2015年10月にはアムステルダムで第37回国際データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議が開催された。毎年1回開かれているこの国際会議には一研究者として20回以上参加してきているが、日本には独立データ保護機関がなかったために、わが国は正式メンバーにはなれず、“仲間外れ”の状態であった。

個人情報保護委員会の歴史的・参加的意義(NBL2016年1月1日号巻頭言)③

- 2014年1月1日に番号法に基づき独立性の高い特定個人情報保護委員会が設置され、この度、民間部門の個人情報の取扱いをも対象とする個人情報保護委員会に改組されることとなったことは、国際関係においても重要な意義を有する。
- 個人情報保護委員会がこの会議の正式メンバーとして“仲間入り”するためには、同会議が定めた認証基準を満たす必要がある。承認される可能性は高まってきたが、そのためには個人情報保護委員会の権限等を説明する文書を作成しその手続をとらなければならない。
- アムステルダムでの今回の会議の合間に、これまでの経験を踏まえつつ特定個人情報保護委員会の委員長として、2016年1月に個人情報保護委員会に改組されることなどを説明し、日本に対する期待が大きいことを肌で感じた。
- 参加的意義は第一步にすぎない感があるが、正式メンバーとして個人情報保護委員会が、世界で存在感を持たれるようになり、発信する意義も大きい。そのためには様々な面でそれ相応の役割を果たし、日本の発信力を高める努力を続けなければならない。